

ふれあい館等における自動販売機の設置事業候補者募集要項

荒川区では、ふれあい館等（ふれあい館、荒川さつき会館、南千住喫煙所）に設置する自動販売機について、その設置を希望する事業者を公募し、応募者の中から事業者を選定、設置事業者とすることとしました。

本募集要項は、その選定に関する応募手続きについて、必要な事項を定めたものです。

1 募集の趣旨

- ・ふれあい館は、地域のあらゆる世代の方が多目的に利用できる施設で、会議室や多目的室（体育室）、調理室等もあり、各種の会合やサークル活動、民謡や踊りの練習などに広く利用されています。また、「荒川区地域防災計画」において、避難所として指定されています。
- ・荒川さつき会館は、和室や体育室、会議室などがあり、地域住民の相互交流や自主的活動の場としてあらゆる世代の方が利用され、避難所として指定されています。
- ・南千住喫煙所は、受動喫煙を生じさせることがない地域環境の整備を促進するとともに、道路上での喫煙により引き起こされる危険及び迷惑を防止するため、一般に開放している施設であり、地域住民及び駅利用者等、多くの方が利用されています。

区では、ふれあい館等の利用者の利便に供するため、自動販売機（清涼飲料水）を設置する事業者を公募します。

2 貸付要件

自動販売機の設置場所（別紙1「自動販売機設置配置図」参照）、販売種目、貸付面積及び台数は、下表の通りとします。地区をAグループ及びBグループの2つに分け、グループごとに一括して自動販売機を設置し、運営管理を行うことができることを要件とします。

貸付の期間は、令和8年10月1日から令和11年9月30日までの3年間とします。

なお、公募実施日以降に所管部が自動販売機の設置が必要と判断した施設については、事業者と協議の上、対象に加えるものとします。その場合の期間は、貸付日にかかわらず令和11年9月30日までとします。

【Aグループ】 8施設8台 ※令和10年4月より、9施設9台予定

No.	設置場所	所在地	販売種目	貸付面積	台数	売上げ本数 (7年度実績)
1	荒木田ふれあい館	町屋 6-13-2	飲料	2㎡以内	1	8,512本
2	町屋ふれあい館	町屋 1-35-8	飲料	2㎡以内	1	6,470本
3	南千住ふれあい館	南千住 6-36-13	飲料	2㎡以内	1	3,543本
4	峡田ふれあい館	荒川 3-3-20	飲料	2㎡以内	1	4,293本
5	荒川さつき会館	荒川 8-16-13	飲料	2㎡以内	1	2,500本
6	西尾久ふれあい館	西尾久 8-33-31	飲料	2㎡以内	1	2,764本

7	尾久ふれあい館	西尾久 2-25-13	飲料	2 m ² 以内	1	6,680 本
8	東尾久本町通りふれあい館	東尾久 2-37-14	飲料	2 m ² 以内	1	4,118 本
9	町屋三丁目ふれあい館	町屋 3-4-17	飲料	2 m ² 以内	1	—

※No.9 については、令和10年4月開設予定

【Bグループ】 8施設9台

No.	設置場所	所在地	販売種目	貸付面積	台数	売上げ本数 (7年度実績)
1	西日暮里ふれあい館	西日暮里 6-24-4	飲料	2 m ² 以内	1	3,130 本
2	夕やけこやけふれあい館	東日暮里 3-11-19	飲料	2 m ² 以内	1	3,346 本
3	東日暮里ふれあい館	東日暮里 1-17-13	飲料	2 m ² 以内	1	2,278 本
4	ひぐらしふれあい館	東日暮里 6-28-15	飲料	2 m ² 以内	1	4,932 本
5	南千住駅前ふれあい館	南千住 7-1-1 プラ ンズタワー(アクレス ティ) 南千住2階	飲料	2 m ² 以内	1	3,526 本
6	石浜ふれあい館	南千住 3-28-2	飲料	2 m ² 以内	1	929 本
7	汐入ふれあい館	南千住 8-2-2	飲料	2 m ² 以内	1	4,183 本
8	南千住喫煙所	南千住 4-1-2	飲料	4 m ² 以内	2	15,882 本

3 応募資格

- (1) 過去5年間に公共施設等への飲料自動販売機の設置実績があること。
- (2) 東京都内区部で販売・営業活動を行う本・支社又は営業所があること。
- (3) 最近3年間の法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (4) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。
- (5) 暴力団又はその他暴力的集団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から10年を経過しない者の統制下にある企業等ではないこと。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は当該団体に属する者ではないこと。
- (7) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定(一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者等又は破産者で復権を得ていない者等)に該当しないこと。
- (8) 商品販売に必要な営業許可を取得していること。

4 応募方法

ふれあい館等自動販売機設置提案参加申込書(様式第1号)、事業者の概要(様式第2号)及びふれあい館等自動販売機設置提案書(様式第3号)を添えて応募してください。

なお、自動販売機設置提案参加申込書(様式第1号)には、設置を希望するグループ(A・B)の第一順位と第二順位を必ず記載してください。

(1) 提案書の記入内容及び留意すべき案件

① 自動販売機本体について【様式第3号-1】

- ・ユニバーサルデザインについて
- ・転倒防止対策について（対策は必須とし、具体的な対策を必ず提案書に記載すること。）
- ・機能上の特徴について（全台数においてキャッシュレス決済機能を搭載した機種を設置すること。）
- ・設置に当たって「自動販売機の据付基準(JIS 規格)」及び「自動販売機据付基準マニュアル(日本自動販売機工業会作成)」を遵守した措置を講じるものとする。
- ・寸法については貸付面積以内に収まるものとする。

② 環境への取組について【様式第3号-2】

- ・設置する自動販売機は、環境に配慮したノンフロン機種とする。
- ・提案書には、設置する自動販売機の性能について、ピークカット、ヒートポンプ、LED 照明等消費電力の低減のための技術や、稼働時の CO₂排出量のオフセットなどの取組みについて記載すること。
- ・環境 ISO の認証を取得している場合は記載すること。また、その他環境への取り組みに関して実施しているものがあれば記載すること。

③ 販売品目等について【様式第3号-3】

- ・販売品目は、お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類などの清涼飲料水とする。
- ・商品の販売価格は、メーカー希望小売価格を上回ることはできない。

④ 商品の品質管理及び自動販売機の衛生管理について【様式第3号-4】

- ・販売する商品は、「食品、添加物等の規格基準」（食品衛生法）及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守するとともに、自動販売機内の洗浄などの衛生管理に万全を尽くすものとする。
- ・商品の品質管理について、賞味期限切れへの対策を記載すること。
- ・品質 ISO の認証を取得している場合は記載すること。
- ・自動販売機の衛生管理について、定期点検及び清掃については必須とし、その頻度等を記載すること。

⑤ 商品の補充及び容器回収とその処分について【様式第3号-5】

- ・自動販売機に併設して、販売する品目の容器（缶・ペットボトル）の種類に応じた空容器回収箱を設置の上、容器包装リサイクル法など関係法令に基づいて適切に回収し、処理することを必須とする。
- ・商品の補充及び容器回収について具体的な方法、頻度（通常時・繁忙期のそれぞれの対応も含む）等を記載すること。
- ・容器包装リサイクル法等に基づく容器の再資源化及びその他環境活動に係る取組みについて記載すること。

⑥ 緊急時の対応等について【様式第3号-6】

- ・突発的な自動販売機の故障、商品の不備等に対する現場対応、問い合わせ及び苦情等の発生時における対応は必須とし、その方法及び対応可能な時間帯等を記載すること。

⑦ 貸付料について【様式第3号-7】

- ・貸付料は売上金額の25%を下限として提示すること。

⑧ 災害時の対応について【様式第3号-7】

- ・災害時に無料で飲料を提供できる災害対応型（バッテリー内蔵型）自動販売機を必須とする。
- ・災害時における食糧等の備蓄や無償提供等があれば具体的に記載すること。
- ・なお、AEDについては募集場所の施設内に設置済であるため評価の対象外とする。

⑨ その他【様式第3号-8】

- ・その他、特に提案したい事項があれば具体的に記載すること。

(2) 提出方法

「15 各書類提出先・問合せ先」まで持参とする。

(3) 提出期限

令和8年7月22日（水）17時まで（必着）

※ 提案書の提出に先立ち、必ず事前に「6 本募集に関する参加表明届の提出について」に記載の参加表明届を令和8年7月8日（水）17時までに提出すること。

(4) 提出書類

- ① ふれあい館等自動販売機設置提案参加申込書（様式第1号）
 - ② 事業者の概要（様式第2号）
 - ③ ふれあい館等自動販売機設置提案書（様式第3号-1～8）
 - ④ 誓約書（様式第4号）
 - ⑤ 法人税納税証明書、法人事業税納税証明書及び消費税納税証明書（直近3年間かつ発行日から3か月以内のもの）の原本
 - ⑥ 定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類
 - ⑦ 法人の商業登記簿謄本（発行日から3か月以内のもの）の原本
 - ⑧ 設置する自動販売機のカatalog等必要と思われる書類及び資料
- ※②「事業者の概要」、③「ふれあい館等自動販売機設置提案書」、⑧「設置する自動販売機のカatalog等必要と思われる書類及び資料」については各5部、その他資料は各1部提出すること。なお、提出書類は返還しないものとする。

(5) 辞退等について

ふれあい館等自動販売機設置提案参加申込書を提出後に応募を辞退する場合は、令和8年7月24日（金）17時まで（必着）に辞退届（様式第5号）を提出するものとする。

また提出書類に虚偽が認められた場合は、応募資格を失うものとする。

5 現地確認

自動販売機設置場所の現地確認は、下記の期間内とします。見学を希望する場合には、事前に各施設あて（荒川さつき会館は月曜日～金曜日）に電話連絡をお願いいたします。

※町屋三丁目ふれあい館については、令和10年4月開設予定のため、下記日時において現地確認を行わない。

(1) 日時 令和8年7月2日(木)～7月22日(水)（いずれも9時～17時の間）

(2) 連絡先

No.	設置場所	所在地	連絡先
1	荒木田ふれあい館	町屋 6-13-2	03-3800-1981
2	町屋ふれあい館	町屋 1-35-8	03-3800-2011
3	南千住ふれあい館	南千住 6-36-13	03-3807-1131
4	峡田ふれあい館	荒川 3-3-10	03-3807-2886
5	荒川さつき会館	荒川 8-16-13	03-3802-2050
6	西尾久ふれあい館	西尾久 8-33-31	03-3810-6219
7	尾久ふれあい館	西尾久 2-25-13	03-3809-2511
8	東尾久本町通りふれあい館	東尾久 2-37-14	03-3893-8001
9	西日暮里ふれあい館	西日暮里 6-24-4	03-3819-6945
10	夕やけこやけふれあい館	東日暮里 3-11-19	03-3801-0715
11	東日暮里ふれあい館	東日暮里 1-17-13	03-3807-6383
12	ひぐらしふれあい館	東日暮里 6-28-15	03-3801-7091
13	南千住駅前ふれあい館	南千住 7-1-1	03-3803-0571
14	石浜ふれあい館	南千住 3-28-2	03-3805-5301
15	汐入ふれあい館	南千住 8-2-2	03-3806-9928
16	南千住喫煙所	南千住 4-1-2	03-3802-4694 (環境課)

6 本募集に関する参加表明届の提出について

本募集に申し込みをされる場合は、事前に「ふれあい館等自動販売機設置提案参加表明届（以下、参加表明届）」（様式第6号）を必ず提出してください。

(1) 提出期限

令和8年7月8日（水）17時まで（必須）

(2) 提出方法

問合せ先に記載してあるメールアドレス宛てに電子メールにて送付の上、送信後必ず確認の連絡をすること。

7 本要項に関する質問

本要項の内容に質問がある場合は、質問票（様式第7号）を提出してください。なお、公募期間中、電話や来庁しての質問は一切受け付けられません。

(1) 提出期限

令和8年7月8日（水）17時まで（必須）

(2) 提出方法

問合せ先に記載してあるメールアドレス宛てに電子メールにて送付の上、送信後必ず確認の連絡をすること。

(3) 回答

質問に対する回答は、参加表明届を提出した全事業者に令和8年7月16日（木）までに電子メールにて回答する。

8 設置事業候補者の選定

提出された応募書類の内容について審査を行い、設置事業者を選定します。なお、Aグループ及びBグループがともに同一事業者が最も高い評価を受けた場合、当該事業者は希望した第一順位のグループの設置事業者を選定し、もう一方のグループについては原則評価が2番目に高かった事業者を選定します。

(1) 設置事業者決定時期（予定）

令和8年8月下旬

(2) 設置事業候補者の公表等

設置事業者の決定後、全応募事業者に選定結果を通知するとともに、荒川区ホームページに決定した設置事業者名を掲載する。

9 設置条件等

(1) 契約

本件の契約については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条4第2項第4号の規定による行政財産の貸付とする。また区と事業者の間で民法（明治29年法律第89号）第601条による賃貸借契約を締結する。

(2) 貸付期間

令和8年10月1日から令和11年9月30日まで（3年間）

（自動販売機の搬入及び設置は、区と協議した上で行うため、貸付期間が数日前後する場合があります。）

10 設置事業者が負担する経費及び納入方法

(1) 貸付料

① 月額貸付料

設置事業者が借り受ける月に係る自動販売機ごとの売上金額（消費税及び地方消費税含む）に、設置事業者が提示した貸付料率を乗じて得た額の合計をもって月額貸付料とする。

② 最低貸付料

自動販売機ごとの貸付料が、最低貸付料を下回る場合には、設置業者は最低貸付料を支払うこと。

③ 納入方法

貸付料の納入は原則として四半期毎とし、区（各施設ごと）が発行する納入通知書により区が指定する期限までに納入すること。

(2) 電気料金

電気料金については子メーターを設置し、指示値により計測した使用量に電気料金単価（税込）を乗じて得た額とし、四半期毎に区が発行する納入通知書により、区が指定する期限までに納入すること。

(3) 設置及び撤去費用

自動販売機の設置及び撤去に要した工事費、移転費等の一切の費用は設置事業者の負担とする。

11 設置に当たっての遵守事項

設置する自動販売機の機種について事前に区に確認し承諾を得た上で、自動販売機設置配置図に示した場所に設置してください。また、使用期間中は、次のことを遵守してください。

- (1) 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならないこと。
- (2) 販売品の搬入・廃棄物の排出時間及び経路については、区の指示に従うこと。
- (3) 機種の変更等を行う場合は、予め区に申し出た上で、区の承諾を受けること。
- (4) 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。
- (5) 保健所への手続きが必要となる商品の自動販売機を取り扱う場合は、速やかに保健所へ届け出ること。
- (6) その他必要な法令を遵守すること。

12 貸付の取消又は変更等

次に該当するときは、貸付を取消し又は変更することがあります。

- (1) 貸付財産を区において事業上必要とするとき。
- (2) 設置事業者が、貸付条件に違反したとき。
- (3) 設置事業者が応募の資格を失ったとき。

13 原状回復

- (1) 設置事業者は、貸付期間が満了又は上記 12 の規定により貸付が取り消された場合には、直ちに貸付を受けた財産を原状回復し、返還しなければならない。
- (2) 原状回復に要する費用は、一切設置事業者の負担とする。

- (3) 設置事業者は、借受財産を返還するに当たっては、3か月前までに書面をもって区に届け出て、その承認を得なければならない。

14 損害賠償等

- (1) 設置事業者は、その責に帰する事由により、区又は第三者に損害（食中毒等）を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。
- (2) 貸付期間の終了を待たずに、設置事業者の都合で撤退したときは、次の事業者が決定するまでの間の損害を賠償しなければならない。
- (3) 設置事業者は、自動販売機が毀損、汚損又は紛失したときは、速やかに復旧することとし、復旧に係る経費は設置事業者の負担とする。
- (4) 区は、当該自動販売機に係る盗難事故や破損事故等に関しては、区の責によることが明らかでない場合を除き、その一切の責任を負わない。

15 各書類提出先・問合せ先

荒川区区民生活部地域つなぐ課庶務係 担当者：清水・赤間

〒116-8501 荒川区荒川 2-2-3 3階⑨番窓口

電話：03-3802-3111 内線 2511

FAX：03-3802-0317

E-mail：kumin@city.arakawa.lg.jp